

【電気需給約款の変更のご案内】

「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」（検針のお知らせ）の発行手数料の有償化について

拝啓 平素は弊社LPガス・エネアークでんきをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、エネアークでんきの「電気需給約款」を下記の通り変更いたしますのでお知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 変更対象となる約款等

電気需給約款

2. 変更内容の概要（約款の変更箇所については次ページ以降をご参照ください）

電気需要場所と同一の需要場所において弊社とガスの供給契約を締結されているお客さまが「検針のお知らせ」の発行を希望される場合、2024年1月発行分より、発行手数料（税込110円/件）を申し受けます。

① 「エネパンダ倶楽部」^{（注1）} に会員登録されている方

2024年1月以降、「検針のお知らせ」は発行いたしません。継続して「検針のお知らせ」を発行希望の方は下記までご連絡ください。有償（税込110円/件）にて発行いたします。

② 「エネパンダ倶楽部」に会員登録されていない方

12月15日までに、「エネパンダ倶楽部」へのご登録が無い場合は、「検針のお知らせ」を発行の上、発行手数料（税込110円/件）を申し受けます。

※12月15日までに「エネパンダ倶楽部」にご登録いただければ、2024年1月以降、「検針のお知らせ」は発行いたしません。

（注1） 弊社の無料会員専用サイトでご使用量・ご請求予定金額が確認できます。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

3. 約款変更の効力発生日

約款変更は2023年12月1日付で実施いたしますが、実際には2024年1月発行分から発行手数料（税込110円/件）を申し受けます。

4. 変更後の約款等の掲載先

2023年12月1日以降、弊社ホームページのエネアークでんきサイトにて掲載いたします。

[\(https://kansai.enearcdenki.jp/\)](https://kansai.enearcdenki.jp/)

以上

<お問い合わせ先>

株式会社エネアーク関西（小売電気事業者登録番号：A0241）代表者名：代表取締役社長 荒木 孝昌
事業者住所：大阪府大阪市中央区備後町3丁目6番14号

受付時間：（月曜日～土曜日） 9：00～19：00 （日曜日・祝日）9：00～17：40

電力専用ダイヤル：0120-77-1006

○電気需給約款の主な変更箇所について

	変更前	変更後
電気需給約款(2022年8月31日までの契約締結分)	<p>第15条 請求方法、支払い期日および料金の支払い方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまに請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまに提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへ請求を行ったものとし、なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、当社所定の方法によりお申込みいただくことにより、以下のとおり紙媒体での請求書を発行いたします。</p> <p>① 電気需要場所と同一の需要場所にて当社とガスの供給契約を締結されているお客さまの場合</p> <p>電子データによる請求に代えて、紙媒体での「検針のお知らせ」または「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」(以下、「検針票」といいます。)を発行いたします。検針票に電気料金その他請求する金額を記載いたします。この場合、発行手数料のお支払いは不要です。但し、ガスの供給契約の解約をお申し出いただいた以降の検針票は発行されません。ガスの供給契約解約以降の検針票の発行には、再度のお客さまからの申し出が必要となります。</p>	<p>第15条 請求方法、支払い期日および料金の支払い方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまに請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまに提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへ請求を行ったものとし、なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、当社所定の方法によりお申込みいただくことにより、以下のとおり紙媒体での請求書を発行いたします。</p> <p>① 電気需要場所と同一の需要場所にて当社とガスの供給契約を締結されているお客さまの場合</p> <p>各月1通(複数契約の場合、まとめて1通といたします)につき、110円(税込)の発行手数料をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、紙媒体での「検針のお知らせ」または「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」(以下、「検針票」といいます。)を発行いたします。検針票に電気料金その他請求する金額を記載いたします。この場合、発行手数料のお支払いは不要です。検針票の発行手数料は、検針票の発行月の翌月に請求する電気料金と合わせてお支払いいただきます。本手数料は、2024年1月発行分より適用いたします。但し、ガスの供給契約の解約(一時的にガスの供給を停止した場合等を含む)をお申し出いただいた以降の検針票は発行されません。ガスの供給契約解約(一時的にガスの供給を停止した場合等を含む)以降の検針票の発行には、再度のお客さまからの申し出が必要となります。</p>

※上記対照表は、追加部分は赤字にて、削除部分は二条線で表示しています。

	変更前	変更後
電気需給約款（2022年9月1日以降の契約締結分）	<p>第15条 請求方法、支払い期日および料金の支払い方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまに請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまに提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへ請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、当社所定の方法によりお申込みいただくことにより、以下のとおり紙媒体での請求書を発行いたします。</p> <p>① 電気需要場所と同一の需要場所にて当社とガスの供給契約を締結されているお客さまの場合</p> <p>電子データによる請求に代えて、紙媒体での「検針のお知らせ」または「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」（以下、「検針票」といいます。）を発行いたします。検針票に電気料金その他請求する金額を記載いたします。この場合、電気料金とガス料金の両方が記載されている紙媒体での検針票に限り、発行手数料のお支払いは不要です。但し、ガスの供給契約の解約（一時的にガスの供給を停止した場合等を含む）をお申し出いただいた以降の検針票は発行されません。ガスの供給契約解約（一時的にガスの供給を停止した場合等を含む）以降の検針票の発行には、再度のお客さまからのお申し出が必要となります。</p>	<p>第15条 請求方法、支払い期日および料金の支払い方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまに請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまに提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへ請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、当社所定の方法によりお申込みいただくことにより、以下のとおり紙媒体での請求書を発行いたします。</p> <p>① 電気需要場所と同一の需要場所にて当社とガスの供給契約を締結されているお客さまの場合</p> <p>各月1通（複数契約の場合、まとめて1通といたします）につき、110円（税込）の発行手数料をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、紙媒体での「検針のお知らせ」または「ご使用量・ご請求予定金額のお知らせ」（以下、「検針票」といいます。）を発行いたします。検針票に電気料金その他請求する金額を記載いたします。この場合、電気料金とガス料金の両方が記載されている紙媒体での検針票に限り、発行手数料のお支払いは不要です。検針票の発行手数料は、検針票の発行月の翌月に請求する電気料金と合わせてお支払いいただきます。本手数料は、2024年1月発行分より適用いたします。但し、ガスの供給契約の解約（一時的にガスの供給を停止した場合等を含む）をお申し出いただいた以降の検針票は発行されません。ガスの供給契約解約（一時的にガスの供給を停止した場合等を含む）以降の検針票の発行には、再度のお客さまからのお申し出が必要となります。</p>

※上記対照表は、追加部分は赤字にて、削除部分は二条線で表示しています。

◆よくあるお問い合わせ内容をまとめております。

(<https://x.gd/q8G9W>)

